

契約書別紙兼重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

| | |
|------------|-----------------------------------|
| 事業者（法人）の名称 | 合同会社 SOL |
| 主たる事務所の所在地 | 〒300-0332 茨城県稲敷郡阿見町中央1丁目-10-18 |
| 代表者（職名・氏名） | 代表社員 小原 高輝 |
| 設立年月日 | 令和6年4月22日 |
| 電話番号 | 029-828-7511 |

2. 事業所の概要

| | | |
|-------------|-----------------------------------|------------|
| ご利用事業所の名称 | 訪問看護ステーション LAMP | |
| サービスの種類 | 訪問看護・介護予防訪問看護 | |
| 事業所の所在地 | 〒300-0332 茨城県稲敷郡阿見町中央1丁目-10-18 | |
| 電話番号 | 029-828-7511 | |
| 指定年月日・事業所番号 | 令和6年7月1日指定 | 0863890117 |
| 管理者の氏名 | 宮崎 愛 | |
| 通常の事業の実施地域 | 阿見町・土浦市・稲敷市・美浦村・利根町・牛久市・龍ヶ崎市 | |

3. 事業の目的と運営の方針

| | |
|-------|---|
| 事業の目的 | 要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。 |
| 運営の方針 | ご利用者様の生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。 また、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。 |

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は別紙『利用料金表』に定める利用料金の合計額を月ごとに支払います。あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

_____ 様 利用予定と料金

| 曜日 | 時間 | 内容 | 利用者負担料金 |
|----|-------|-------|-----------------------|
| 月 | : ~ : | | |
| 火 | : ~ : | | |
| 水 | : ~ : | | |
| 木 | : ~ : | | |
| 金 | : ~ : | | |
| 土 | : ~ : | | |
| | 加算 | 加算の料金 | 利用料と加算を合わせた利用者負担額(月額) |
| | | | |
| | | | |

*上記は月額の日安となるため利用回数によって変動します。

(1) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、キャンセル料3,000円をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

(2) 支払い方法

利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、15日以内に差上げます。

| 支払い方法 | 支払い要件等 |
|---------|---|
| 口座引き落とし | サービスを利用した月の翌月の26日（祝休日の場合は直前の平日）に、あなたが指定する口座より引き落とします。 |
| 現金払い | サービスを利用した月の翌月の26日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。 |

1 2. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

| | |
|---------|---|
| 事業所相談窓口 | 電話番号 029-828-7511 面接場所 当事業所の相談室 担当 宮崎 愛 |
|---------|---|

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

外部苦情相談窓口

| | | |
|-----------------------------------|-------|--------------|
| 茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険苦情相談室 | 電話 番号 | 029-301-1565 |
| 阿見町役場保健福祉部高齢福祉課 | 電話 番号 | 029-888-1111 |
| 龍ヶ崎市健康福祉部高齢福祉課 | 電話 番号 | 0297-60-1529 |
| 牛久市高齢福祉課 | 電話 番号 | 029-873-2111 |
| 土浦市高齢福祉課 | 電話 番号 | 029-826-1111 |
| 稲敷市高齢福祉課介護保険係 | 電話 番号 | 029-892-2000 |
| 美浦村役場高齢福祉課 | 電話 番号 | 029-855-0340 |
| 利根町福祉課高齢介護係 | 電話 番号 | 0297-68-2211 |

1 3. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんのであらかじめご了解ください。

● 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

(2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。